

関西電力株式会社
美浜発電所原子炉設置変更許可申請
(1号、2号 及び 3号炉使用済燃料の
処分の方法の変更) の概要について

平成 13 年 4 月

1.申請の概要

(1)申請者

関西電力株式会社 取締役社長 石川 博志

(2)発電所名及び所在地

美浜発電所

福井県三方郡美浜町丹生

(3) 原子炉の型式及び熱出力

型 式 濃縮ウラン・軽水減速・軽水冷却型（加圧水型）

熱出力 1号炉

約 1,031MW （電気出力 340MW）

2号炉

約 1,456MW （電気出力 500MW）

3号炉

約 2,440MW （電気出力 826MW）

(4)申請年月日

平成 13 年 2 月 21 日

(5)変更項目

1号、2号及び3号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を一部変更する。

(6)工事計画

本変更については工事を伴わない。

(7)変更の工事に要する資金の額及び調達計画

本変更については工事を伴わないので、これに係る資金は要しない。

2.変更の概要

使用済燃料の処分の方法のうち、使用済燃料の再処理委託先は、燃料の炉内装荷前までに政府の確認を受けることとしていたものを、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合には、搬出前までに政府の確認を受けることに、再処理委託先確認方法を一部変更する。

以 上

美浜発電所
原子炉設置変更許可申請書

(1号、2号及び3号炉使用済燃料の
処分の方法の変更)

本 文

平成13年2月
関西電力株式会社

関原発 第 7 0 号
平成 1 3 年 2 月 2 1 日

経済産業大臣
平沼 赳夫 殿

住 所 大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 2 2 号
申請者名 関 西 電 力 株 式 会 社
代表者の 取締役社長 石 川 博 志
氏 名

美浜発電所原子炉設置変更許可申請書
(1 号、 2 号及び 3 号炉使用済燃料の処分の方法の変更)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり美浜発電所の原子炉設置変更許可の申請をいたします。

記

一、氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 2 2 号
代表者の氏名 取締役社長 石 川 博 志

二、変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 美浜発電所
所 在 地 福井県三方郡美浜町丹生

三、変更の内容

昭和 4 1 年 1 2 月 1 日付 4 1 原第 4 5 9 2 号をもって設置許可を受け、別紙 1 のとおり設置
変更許可を受けた美浜発電所の原子炉設置許可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一
部を、別紙 2 のとおり変更する。

八 使用済燃料の処分の方法

四、変更の理由

1 号、 2 号及び 3 号炉の使用済燃料の再処理委託先確認方法を、一部変更する。

五、工事計画

本変更については工事を要しない。

設 置 変 更 許 可 の 経 緯

許可年月日	許 可 番 号	備考
昭和43年 5 月10日	43原第2043号	2号炉増設
昭和44年 4 月 7 日	44原第1122号	1号原子炉施設の変更 (燃料の濃縮度、原子炉施設の一部変更)
昭和44年12月12日	44原第6071号	1号原子炉施設の変更 (制御棒クラスタ駆動速度の変更)
昭和45年 7 月 1 日	45原第2722号	2号原子炉施設の変更 (非常用冷却設備の容量変更他)
昭和45年11月27日	45原第7666号	1号及び2号原子炉施設記載事項の変更 (主蒸気安全弁、逃し弁の漏えい量の記載)
昭和45年12月17日	45原第6775号	2号原子炉施設の変更 (制御材及び燃料濃縮度の変更)
昭和46年 8 月23日	46原第5103号	1号及び2号原子炉施設の変更 (ほう酸ポンプの増設)
昭和46年12月18日	46原第8090号	1号原子炉施設の変更 (取替燃料の濃縮度変更)
昭和46年12月21日	46原第8089号	2号原子炉施設の変更 (液体廃棄設備の蒸発濃縮器及びイオン交換器等の追加設置他)
昭和47年 3 月13日	47原第2725号	3号炉増設
昭和47年 5 月30日	47原第5423号	1号原子炉施設の変更 (廃液蒸発装置の後の脱塩塔設置)

昭和47年11月1日	47原第8864号	1号原子炉施設の変更 (ウランプルトニウム混合二酸化物燃料集合体の使用)
昭和47年11月13日	47原第9007号	1号及び2号原子炉施設の変更 (廃液蒸発装置、その他廃液処理設備の増設)
昭和48年2月27日	48原第1169号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (敷地面積等の変更)
昭和48年5月23日	48原第4014号	1号原子炉施設の変更 (第2サイクルにバーナブルポイズン使用)
昭和48年6月22日	48原第5865号	1号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更)
昭和49年2月4日	49原第536号	1号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更)
昭和49年9月6日	49原第7134号	2号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更)
昭和49年9月6日	49原第7135号	3号原子炉施設の変更 (気体廃棄設備に水素再結合装置を設置他)
昭和50年2月6日	49原第11118号	1号、2号及び3号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和51年5月4日	51安第1505号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (雑固体焼却設備及びアスファルト固化装置の設置)
昭和51年8月10日	51安(原規)第24号	3号原子炉施設の変更 (取替炉心におけるバーナブルポイズンの使用) (使用済燃料貯蔵ラックの増設)
昭和53年5月23日	53安(原規)第85号	1号、2号及び3号原子炉施設

		の変更 (不要鋼材減容炉の新設) (使用済燃料貯蔵ラックの増設－2号炉)
昭和53年9月2日	53安(原規)第267号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (固体廃棄物貯蔵庫の増設)
昭和53年10月3日	53安(原規)第290号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (炉心の主要な熱的制限値の変更)
昭和54年7月28日	54資庁第10209号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (非常用炉心冷却設備作動回路に原子炉圧力異常低信号の追加)
昭和55年11月20日	55資庁第5064号	1号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更) (取替炉心におけるバーナブルポイズンの使用)
昭和55年11月26日	54資庁第13956号	2号原子炉施設の変更 (取替燃料として、従来燃料(A型)に加えB型を使用) (取替炉心におけるバーナブルポイズンの使用)
昭和55年12月19日	55資庁第14587号	1号、2号及び3号炉使用済燃料の処分方法の変更
昭和57年2月24日	56資庁第12708号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (新燃料ラックの増設) (取替燃料として、従来燃料(A型)に加えB型を使用－3号炉) (取替炉心におけるバーナブルポイズンの使用)

		ルポイズン（B型）の使用－3号炉）
昭和57年9月24日	57資庁第9116号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (使用済燃料輸送容器保管建屋の設置)
昭和58年11月25日	58資庁第2425号	3号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更及び最大線出力密度の変更他) (取替炉心におけるバーナブルポイズンの使用本数の変更)
昭和59年5月11日	59資庁第724号	2号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更)
昭和60年12月16日	60資庁第3781号	1号及び2号原子炉施設の変更 (廃樹脂貯蔵タンクの増設) (取替燃料濃縮度の変更－1号炉) (取替炉心におけるバーナブルポイズン（B型）の使用－2号炉)
昭和62年2月16日	61資庁第5077号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用) (出力分布調整用制御棒クラスタの撤去)
平成2年9月17日	元資庁第11335号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (燃料集合体最高燃焼度の変更) (取替燃料濃縮度の変更) (1号、2号及び3号炉共用、不要鋼材減容炉撤去) (使用済燃料の処分の方法の

		変更) (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用－3号炉) (出力分布調整用制御棒クラスタの撤去－3号炉)
平成 4 年 1 0 月 2 0 日	3 資庁第 1 4 1 8 0 号	2号原子炉施設の変更 (蒸気発生器の取替え) (蒸気発生器保管庫の設置)
平成 6 年 3 月 9 日	5 資庁第 5 3 5 2 号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸の撤去) (蒸気発生器の取替え－1、3号炉) (蒸気発生器保管庫の設置－1、3号炉)
平成 7 年 7 月 3 1 日	6 資庁第 1 2 1 4 5 号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (雑固体処理設備の設置) (廃樹脂処理装置の設置) (廃液蒸発装置の共用化及び一部撤去－1、2号炉) (洗浄排水処理装置の設置－1、2号炉) (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置の撤去－3号炉) (蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更－3号炉) (洗浄排水処理装置の設置－3号炉)
平成 9 年 3 月 1 8 日	8 資庁第 8 8 9 9 号	1号、2号及び3号原子炉施設の変更 (1号及び3号炉共用の蒸気発生器保管庫を2号炉と共用化並びに保管対象物の変更)

		(出力分布調整用制御棒クラス スタ駆動装置の撤去－ 1、2 号 炉)
平成 1 0 年 1 1 月 1 0 日	平成 10・02・03 資第 3 2 号	1 号、2 号及び 3 号原子炉施設 の変更 (使用済燃料貯蔵設備の貯蔵 能力の変更－ 3 号炉) (変更後における 3 号炉の使 用済燃料貯蔵設備等を 1 号炉 及び 2 号炉と共用化)

変 更 の 内 容

八、使用済燃料の処分の方法

1号炉、2号炉及び3号炉の記述を以下のとおり変更する。

A. 1号炉

使用済燃料は、国内の再処理事業者又はわが国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である BritishNuclearFuelsplc. 及び CompagnieGeneraledesMatièresNucleaires において再処理を行うこととするが、国内における再処理施設の能力に余力がある場合には、国内の再処理事業者に優先的に委託することとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。

再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。

ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。

海外において再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。

B. 2号炉

1号炉に同じ。

C. 3号炉

1号炉に同じ。